

## 生駒市パートナーシップ宣誓制度について

### 【趣旨】

生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指して、生駒市パートナーシップ宣誓制度を実施します。

この制度は、性的マイノリティであるカップルが、互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度です。

なお、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。

しかし、お二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている方々への社会的理解が進むことを期待し、生きづらさや不安を少しでも軽減し、二人がお互いをともに支え合いながら生きていくことができるようその意思に寄り添う制度です。

## 【利用対象者】

一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。

## 【対象者の要件】

- (1) 宣誓をする日において、双方が民法に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が市内に住所を有していること。
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
  - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう。）でないこと。

## 【宣誓の流れ】

宣誓日の事前予約

宣誓日の当日

- ① 予約した日時に必要書類を持参し、必ず二人で来庁してください。
- ② 市の職員の立ち会いのもと、宣誓書及び確認書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。
- ③ 本人確認及び宣誓内容や要件を確認し、要件を満たしている場合は、「パートナーシップ宣誓証明書」「パートナーシップ宣誓証明カード」をお渡しします。原則、即日交付します。